

豊橋市シルバーカー等購入費補助金に関するQ&A

令和5年4月

対象者の要件 について	Q1 65歳未満であっても、要支援の認定者は対象になりますか？ A1 申請時に65歳以上の方に限ります。
	Q2 介護予防・日常生活総合事業対象者とは何ですか？ A2 お住いの校区の地域包括支援センターで「基本チェックリスト」を受けていただき、チェック項目に該当すると事業対象者となります。
	Q3 認定の有効期間は3年間必要ですか？どのぐらいの期間が必要ですか？ A3 シルバーカー等を購入して実績報告書を提出していただく時点で、認定が有効であることが必要です。介護認定の申請中（新規・更新）の場合は、ご相談ください。
	Q4 要介護者は対象になりませんか？ A4 身体機能の低下により、同一のものを長期間利用することが難しいので、レンタルの方が機能面、金銭的にも適しているため、対象となりません。
	Q5 要介護者になる、または要支援の認定がなくなると返却しなければなりませんか？ A5 返却の必要はありません。引き続き利用してください。
対象品目 について	Q6 シルバーカーと歩行補助杖を両方使っています。助成は両方受けられますか？ A6 いずれか1点のみです。片方はレンタルでの利用や、自己資金でご購入ください。
	Q7 歩行器や歩行車は対象になりますか？ A7 対象外です。要支援以上の方は介護保険のレンタルをご利用ください。
	Q8 ショッピングカートやサイドカーは対象になりますか？ A8 対象外です。歩行の補助を目的として補助しています。
	Q9 1点杖は対象になりますか？ A9 対象外です。
	販売店 について
Q11 福祉用具専門相談員指定講習の任用資格とは何ですか？ A11 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、社会福祉士のいずれかです。	
Q12 福祉用具の指定事業所は何店舗ありますか？ A12 市内に17店舗あります（令和5年4月時点）。詳細は販売店名簿をご覧ください。	
Q13 福祉用具専門相談員のいる販売店でないと、購入の助成は受けられませんか。 A13 ご本人の身体状況に見合ったものを選定して利用していただくために、専門相談員のいる販売店を補助申請者としています。	

